平成２４年（フ）第１０１２号
京都府長岡京市井ノ内朝日寺27番地２　身体障害者療護施設晨光苑
債務者　吹田　　功
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７８１号
大阪府八尾市青山町４丁目９番27号
債務者　中橋　利也
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１２１号
大阪市東住吉区今川５丁目５－６、住民票上の住所大阪市阿倍野区相生通２丁目11番７号シャーメゾン相生通402号
債務者　北村　博文
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５６０号
大阪府八尾市東山本町８丁目２番５―605号、前住所大阪府八尾市旭ヶ丘１丁目58番地の10エミネンス106号
債務者　山田　真紀
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６４２号
大阪府茨木市畑田町18番８号
債務者　久村　博已
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７０３号
大阪府門真市大池町29番37号
債務者　明神　宗男
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７７９号
大阪市阿倍野区北畠３丁目６番19―209号
債務者　二木　育子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８２２号
大阪市西淀川区出来島３丁目３番２―1203号
債務者　北　　美江
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８５４号
大阪府茨木市沢良宜浜１丁目11番20号
債務者　甲斐　康幸
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０８０号
大阪府池田市井口堂３丁目６番21号
債務者　上山　惠祐
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２３５号
大阪市城東区古市２丁目５番３―106号
債務者　園田大三郎
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２４６号
大阪府東大阪市長堂３丁目21番12号　日伸ビル301号、前住所大阪府東大阪市長堂１丁目７番11号　アールマンション３－Ａ号
債務者　工藤　敬子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３１０号
大阪府東大阪市中新開２丁目２番20号　昭和ハイツ吉田502号
債務者　村田キミコ
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３９１号
大阪市鶴見区鶴見３－４―17―405　東方、外国人登録原票記載事項証明書上の住所大阪市生野区小路２丁目26番２―508号
債務者　長野民子こと　金　　民子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４７１号
大阪市平野区瓜破２丁目７番16号、住民票上の住所大阪市平野区瓜破２丁目１番28号　松村マンション201
債務者　加納　佳則
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４７８号
大阪市淀川区三国本町３丁目８番19号グローバル三国101号
債務者　三浦　吉弘
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５２０号
大阪市東成区神路１丁目６番12号
債務者　石田スミヱ
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部